

居宅介護支援事業所  
介護予防支援事業所  
小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様

土佐清水市健康推進課長  
( 公 印 省 略 )

### 軽度者等に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱いについて

要支援 1・2 及び要介護 1 の者（以下「軽度者」という）等の福祉用具貸与の例外給付の取扱いについて、修正点も含め改めて具体的な取扱い及び事務手続きについて通知させていただきますので、適正なケアマネジメントのもと運用を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知に基づく取扱いは平成 28 年 7 月 1 日以降から適用開始といたします。

### 記

#### ①軽度者等に係る対象外種目について

軽度者等の状態像から使用が想定しにくい以下の福祉用具貸与種目については、原則として介護報酬算定の対象外です。

○軽度者（要支援 1・2 及び要介護 1 の者）

(1)車いす及び車いす付属品 (2)特殊寝台及び特殊寝台付属品 (3)床ずれ防止用具及び体位変換器 (4)認知症老人徘徊感知機器 (5)移動用リフト（つり具の部分を除く） (6)自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）

○要介護 2・3 の者

(1)自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）

#### ②軽度者等の対象外種目の例外給付について

しかしながら、下記ア、イの判断基準及び事務手続き等により軽度者等であっても対象外種目の例外給付が可能となります。

その際の判断基準及び事務手続きは以下のとおりです

#### ア 判断基準等による貸与

直近の認定調査（基本調査）の結果等を用い、下記表 1 の項目に該当するかどうかを確認して、対象外種目の例外的な貸与の可否を判断します。

なお、【表 1】に基づき給付対象であると判断された場合は、市への例外給付の確認依頼申請は不要です。

【表1】

対象外種目	例外給付に該当する状態像	認定調査の結果
ア 車いす及び車いす 付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7 歩行「3. できない」
	(2) 日常生活範囲における移動の 支援が特に必要と認められる者	基本調査 該当項目無し ※注
イ 特殊寝台及び特 殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査 1-4 起き上がり「3. できない」
	(2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 寝返り「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 寝返り「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (1) 意思の伝達、介護者への反 応、記憶・理解のいずれかに支障がある 者	基本調査 3-1 意志の伝達「1. 調査対象者 が意志を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2 毎日の日課を理解～3-7 場 所の理解のいずれかが「2. できない」 又は 基本調査 3-8 徘徊～4-15 話がまとまらない のいずれかが「1. ない」以外  その他、主治医意見書において、認知症の症状が ある旨が記載されている場合も含む
	(2) 移動において全介助を必要とし ない者	基本調査 2-2 移動「4.全介助」以外
オ 移動用リフト（つ り具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 立ち上がり「3.できない」
	(2) 移乗が一部介助又は全介助を 必要とする者	基本調査 2-1 移乗「3.一部介助」又は「4. 全介助」
	(3) 生活環境において段差の解消 が必要と認められる者	基本調査 該当項目無し ※注
カ 自動排泄処理装 置（尿のみを自動的 に吸引する機能のも のを除く）	次のいずれにも該当する者 (1) 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 排便「4. 全介助」
	(2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1 移乗「4. 全介助」

※注 アの(2)及びオの(3)については、該当する認定調査結果がないため、「主治医から得た情報」及び「サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント」により介護支援専門員等が判断します。

## イ 医師の医学的所見に基づく事務手続きによる貸与

上記アにかかわらず下記の表 2 のいずれかの状態像に該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨判断されている場合にあっては、これらについて、市が書面等確実な方法により確認することにより貸与の可否を判断する。

**【表 2】**具体的な状態像や疾患の事例

状態像（事例類型）	福祉用具種目例	事例内容（概略）
i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第 23 号告示第 21 号のイに該当する者（頻繁な状態変動）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊寝台</li> <li>・ 床ずれ防止用具・体位変換器</li> <li>・ 移動用リフト</li> </ul>	パーキンソン病で内服加療中に急激な症状・症候の軽快・増悪を起こす現象（ON・OFF 現象）が頻繁に起き、日によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
		重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第 23 号告示第 21 号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者（急性増悪）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊寝台</li> <li>・ 床ずれ防止用具・体位変換器</li> <li>・ 移動用リフト</li> <li>・ 自動排泄処理装置</li> </ul>	末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で寝返りや起き上がりが困難な状態に至ると確実に見込まれる。
iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第 23 号告示第 21 号のイに該当すると判断できる者（医師禁忌・重篤化回避）	・ 特殊寝台	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危機性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・ 特殊寝台	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危機性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・ 特殊寝台	重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・ 床ずれ防止用具・体位変換器	脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。
	・ 移動用リフト	人口股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。

➤ 実際の手順

順	具体的な事務手順・内容等
1	利用者の状態像の確認及びアセスメントの実施
2	<p>医師の医学的所見を確認する。 具体的には下記 <b>A～Cのいずれか</b>の書類を入手または作成する。</p> <p><b>A 主治医意見書</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">特記事項等に状態像 i) ～ iii) のいずれかに該当する旨の記載があるかどうか確認。</div> <p><b>B 医師の診断書</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">           状態像 i) ～ iii) のいずれかに該当する旨の記載があるかどうか確認。            ※注 福祉用具貸与の例外給付のためのみに、新たな費用負担をして診断書を入手する必要はありません。既に入手済の診断書で例外給付のために有効な場合に用いて下さい。         </div> <p><b>C 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る主治医所見聴取記録（市様式）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">医師に医学的な所見を照会し、状態像 i) ～ iii) に該当するかどうかの確認を行い、照会内容や確認事項等を踏まえ作成する。</div> <p><b>【注意点】</b> 医師に医学的な所見を確認する場合には、単に情報提供を求めるのではなく、担当者としてのアセスメント内容、及び必要と考えられる福祉用具の種目等の必要な情報を明らかにしたうえで行って下さい。</p> <p><b>【留意点】</b> いずれの書類でも構いませんが、<b>①診断名②状態像 i) ～ iii) に該当する旨の2点の記載は必須</b>となります。 なお、医師は福祉用具の利用に関してあくまで助言を行う立場であり、決定を担う立場ではありませんので、国の示した状態像に該当するかどうか記載されていればよく、「福祉用具が必要」といった記載は必ずしも求めておらず、逆にこのような記載のみでは不備となりますのでご留意下さい。</p>
3	確認した医学的な所見を踏まえサービス担当者会議を開催し、その結果特に福祉用具貸与が必要と判断した場合、サービス担当者会議の記録と居宅（介護予防）サービス計画にその内容と医療機関名、医師名及び医学的な所見を明記する。
4	「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認依頼申請書」（市様式）を作成。
5	<p>市へ確認依頼の申請手続きを行う。</p> <p>提出書類は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認依頼申請書」</li> <li>2. 医師の医学的所見が確認できる書類（上記2のA～Cの書類の内、いずれか1つ）</li> <li>3. <b>要介護の場合</b>：居宅サービス計画書（1）・（2）（写） サービス担当者会議の要点（写） <b>要支援の場合</b>：介護予防サービス・支援計画表（1）・（2）（写） 介護予防支援経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）（写）</li> </ol>
6	市が確認依頼申請書及び添付書類の内容を確認し、申請事業所に対し「確認通知書」を交付。
7	対象外種目の例外的な貸与が可能。

※注 5の確認依頼申請は要介護（要支援）認定申請中であっても、手続きが可能です。

## ➤ 例外給付の適用開始日等について

### (1) 例外給付の保険給付対象開始日

原則として、確認依頼申請書に記載された貸与開始日から保険給付の対象としますが、遡及については市が確認依頼申請書を受理した日が属する月の初日まで最大遡及して適用します。月を跨いでの遡及はできませんのでご注意ください。

<例 1> 平成 28 年 7 月 15 日に市へ申請。貸与開始日は平成 28 年 7 月 20 日と記載→○

<例 2> 平成 28 年 7 月 15 日に市へ申請。貸与開始日は平成 28 年 7 月 1 日と記載→○

<例 3> 平成 28 年 7 月 15 日に市へ申請。貸与開始日は平成 28 年 6 月 20 日と記載→×

(※給付開始は平成 28 年 7 月 1 日から)

### (2) 改めての確認依頼申請の提出が必要となる場合

下記の場合は、既に例外給付の確認依頼申請書が受理され、市確認通知が交付されている被保険者等であっても、再度の例外給付の確認依頼申請が必要となります。

なお、下記の①～④における「○○○者」という表記は正式の呼称ではありません。あくまで規定する内容をイメージいただくために便宜的に使用しているに過ぎませんのでご注意ください。

#### ① 要介護（要支援）認定期間空白者

要介護（要支援）認定の有効期間が一旦終了している場合で、再度認定を受けた場合、または認定申請を行う場合。

<例 1> 要支援 2（有効期限：平成 28 年 3 月 31 日）→要支援 2（有効期間：平成 28 年 7 月 16 日～平成 29 年 7 月 31 日）

<例 2> 要介護 1（有効期限：平成 28 年 3 月 31 日）→要支援 2（有効期間：平成 28 年 7 月 16 日～平成 29 年 7 月 31 日）

<例 3> 要介護 3（有効期限：平成 28 年 3 月 31 日）→平成 28 年 7 月 7 日付で要介護（要支援）認定申請 ※自動排泄処理装置の貸与の場合

#### ② 例外給付対象認定区分間異動者

要介護（要支援）認定の更新申請または区分変更申請の結果、現在の軽度者の例外給付を受けている認定区分と異なる認定区分（※ただし、軽度者等の例外給付の対象となる認定区分）となった場合。

<例 1> 要支援 2（有効期限：平成 28 年 7 月 31 日）→要支援 1（有効期間：平成 28 年 8 月 1 日～平成 29 年 7 月 31 日）

<例 2> 要支援 1（有効期限：平成 28 年 7 月 31 日）→要介護 1（有効期間：平成 28 年 8 月 1 日～平成 29 年 7 月 31 日）

<例 3> 要支援 2（有効期限：平成 28 年 10 月 31 日）→要介護 1（有効期間：平成 28 年 7 月 7 日～平成 28 年 7 月 31 日） ※区分変更申請の結果

#### ③ ケアプラン事業所変更者

給付管理を行う居宅介護支援事業所または介護予防支援事業所が変更となった場合

<例 1> ○○○居宅介護支援事業所（適用終了日：平成 28 年 7 月 31 日）→△△△居宅介護

支援事業所（適用開始日：平成 28 年 8 月 1 日）

<例 2> 土佐清水市地域包括支援センター（適用終了日：平成 28 年 7 月 27 日）→△△町包括  
支援センター（適用開始日：平成 28 年 7 月 28 日）

※住民票を移さず居住地で介護予防サービスを利用する場合等

#### ④他市区町村からの転入者

市外からの転入者であって、転入前市区町村で例外給付の確認等を受けており、転入後も引き続き軽度者等の例外給付を希望する場合